



# 熊本県公報

第 1 1 8 3 6 号  
平成 21 年 8 月 28 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

規 則		
○熊本県景観審議会規則等の一部を改正する等の規則	(都市計画課)	1
告 示		
○保安林の指定の解除の予定	(森林保全課)	1
○保安林の指定に関する予定	( 〃 )	2
○道路の区域変更	(道路保全課)	2
○道路の供用開始	( 〃 )	3
○平成21年度熊本県老人福祉施設整備計画等(養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム)事前協議実施要項の一部を改正する要項	(高齢者支援総室)	3
○保安林の指定	(森林保全課)	3
○保安林の指定	( 〃 )	4
○保安林の指定	( 〃 )	4
公 告		
○県有財産の売却	(畜産課)	4
登 載 依 頼		
○くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会の開催	(くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会)	6
○個人演説会の施設の指定	(選挙管理委員会)	6

## 規 則

熊本県景観審議会規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。  
平成 2 1 年 8 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 2 8 号

熊本県景観審議会規則等の一部を改正する等の規則

(熊本県景観審議会規則の一部改正)

第 1 条 熊本県景観審議会規則(昭和 6 2 年熊本県規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県景観・屋外広告物審議会規則

第 1 条中「熊本県景観審議会」を「熊本県景観・屋外広告物審議会」に改める。

(熊本県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第 2 条 熊本県屋外広告物条例施行規則(昭和 3 9 年熊本県規則第 5 6 号)の一部を次のように改正する。

別表第 4 及び別表第 5 中「熊本県屋外広告物審議会」を「熊本県景観・屋外広告物審議会」に改める。

(熊本県屋外広告物審議会規則の廃止)

第 3 条 熊本県屋外広告物審議会規則(昭和 3 6 年熊本県規則第 2 0 号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 9 月 1 日から施行する。

## 告 示

### 熊本県告示第 8 1 5 号

森林法(昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号)第 2 6 条の 2 第 1 項の規定により次の森林を解除予定保安林にするので、同法第 3 0 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 2 1 年 8 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 解除予定保安林の所在場所 熊本県上天草市大矢野町中字君ヶ峠 5 1 7 2 番 1、5 1 7 2 番 2 (次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅  
 (「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第816号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。  
 平成21年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市大矢野町中字北満越4559番3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第817号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、平成21年8月28日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。  
 平成21年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名八女線	玉名市繁根木字北 117番7地先から 同市玉名字西原 2298番1地先まで	前	7.0 ～ 31.5	2,200.6	地基創改(起 点の付 け替え のため)
		玉名市繁根木字北 117番7地先から 同市玉名字西原 2298番1地先まで	後	7.0 ～ 31.5	2,200.6	
		玉名市玉名字中無田 1507番1地先から 同市玉名字西原 2298番1地先まで		16.0 ～ 66.0	1,030.0	
主要地方道	荒尾南関線	荒尾市原万田字蓮池 300番4地先から 同市原万田字星ヶ谷 88番2地先まで	前	7.0 ～ 16.0	229.0	道路法 第24 条工事 (市道 改良工 事に伴 う拡幅 のため)
			後	7.0 ～ 34.0	217.0	
主要地方道	本渡牛深線	天草市河浦町宮野河内字友ノ内 39番4地先から 同町宮野河内字渡口 1114番1地先まで	前	6.0 ～ 20.2	157.0	単道改 (改築 による 拡幅の ため)
			後	10.2 ～	157.0	

			22.4	
--	--	--	------	--

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 8 月 2 8 日

**熊本県告示第 8 1 8 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 8 月 2 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 8 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	荒尾南関線	荒尾市原万田字蓮池 3 0 0 番 4 地先から 同市原万田字星ヶ谷 8 8 番 2 地先まで	217.0	道路法 第 2 4 条工事 (市道 改良工 事に伴 う拡幅)

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 8 月 2 8 日

**熊本県告示第 8 1 9 号**

平成 2 1 年度熊本県老人福祉施設整備計画等（養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム）事前協議実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成 2 1 年 8 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成 2 1 年度熊本県老人福祉施設整備計画等（養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム）事前協議実施要項の一部を改正する要項

平成 2 1 年度熊本県老人福祉施設整備計画等（養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム）事前協議実施要項（平成 2 0 年熊本県告示第 7 7 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「ため」の次に「及び経済危機対策に伴う介護基盤の緊急整備による特別養護老人ホームの整備を推進するため、」を加える。

第 2 条中「又は別表第 2」を「、別表第 2 又は別表第 3」に改める。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(3) 別表第 3 に掲げる施設の整備 平成 2 1 年 9 月 2 5 日（金）午後 5 時 3 0 分

第 4 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(3) 別表第 3 に掲げる施設の整備 認可予定施設整備であり、かつ、補助対象施設整備である施設の整備

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3

施設種別	整備区分	事前協議書提出の対象
特別養護老人ホーム	定員増	経済危機対策に伴う介護基盤の緊急整備において、県から老人福祉法第 1 6 条第 3 項の規定による認可を受けて行おうとする特別養護老人ホームの定員増（当該認可を受け、かつ、県からの補助金を受けて行おうとする特別養護老人ホームの定員増を含む。）

附 則

この要項は、平成 2 1 年 8 月 2 8 日から施行する。

**熊本県告示第 8 2 0 号**

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 5 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 2 1 年 8 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県上天草市大矢野町維和字早稲田 1 6 4 0 番から 1 6 4 3 番まで、1 6 5 7 番から 1 6 6 4 番まで、1 6 6 8 番、1 6 6 9 番 1、1 6 8 7 番 1、字和田 1 6 9 2 番から 1 6 9 7 番まで、1 6 9 8 番 1、1 6 9 9 番 1、1 6 9 9 番 2、1 7 0 0 番から 1 7 0 5 番まで、1 7 1 2 番、1 7 1 4 番、1 7 2 5 番、1 7 2 7 番、1

777番から1782番まで、1785番、1786番1、字浮無田2112番、2115番、2126番2、2126番3、2130番1から2130番3まで、2136番3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字早稲田1660番、1662番、1687番1、字和田1697番、1701番から1705番まで、1714番、1725番、1727番、1780番、1785番、字早稲田1640番から1643番まで・1657番から1659番まで・1661番・1663番・1664番・1668番・1669番1・字和田1692番から1696番まで・1698番1・1699番1・1699番2・1700番・1712番・1777番から1779番まで・1781番・1782番・1786番1・字浮無田2112番・2115番・2126番2・2126番3・2136番3（以上33筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第821号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林の所在場所 熊本県菊池市龍門字中片1036番1、960番・961番1・962番1・997番・998番・999番1・1000番から1002番まで・1003番1・1017番（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第822号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町今田字松ノ平114番、116番、117番

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第459号

県有財産を次のとおり売却する。

平成21年8月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示  
球磨郡球磨村一勝地丁1512番1 他41筆  
(1) 土地 地目 牧場及び宅地  
地積 牧場2,747,039平方メートル(公簿)  
宅地4,869.21平方メートル(公簿)  
(2) 建物 名称及び構造 看視舎A 鉄骨造金属平板葺平家建  
床面積 109.50平方メートル  
他22棟  
最低売却価格65,800,000円
- 2 入札参加資格  
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。  
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者  
(2) 破産者で復権を得ない者  
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの  
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領及び契約条項を示す場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県農林水産部畜産課 096-333-2397
- 4 入札期日及び場所  
平成22年2月3日(水) 午後2時  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館8階 801会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。  
提出方法 持参又は郵送による。  
提出期限 平成22年1月25日(月) 午後5時  
(郵送の場合は、提出期限までに必着とすること。)  
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県農林水産部畜産課
- 7 提出書類  
入札に参加しようとする者は、6の入札参加申込書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。  
(1) 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書  
(2) 印鑑証明書  
(3) 代理人が参加する場合にあっては、当該代理人の印鑑証明書及び委任状
- 8 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 9 契約締結期限  
平成22年2月17日(水) 午後5時
- 10 契約保証金  
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 11 入札条件  
(1) 農業振興地域に指定され国庫補助金により整備された施設であるため、牧場としての機能継続を図る畜産用途の利用とすること。  
(2) 環境に配慮した畜産経営を図ること。  
(3) 牧場内道路における地元住民の通行の便を図ること。  
(4) 優先的に球磨村及び球磨村周辺の市町村からの雇用に配慮すること。
- 12 その他  
(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内  
(2) 契約締結場所 別途指定する。  
(3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。  
(4) 問い合わせ先  
熊本県農林水産部畜産課(電話096-333-2397)

**登 載 依 頼**

**くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会公告第 7 号**

くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会の会議を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。  
平成 2 1 年 8 月 2 8 日

くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会

- 1 開催日時  
平成 2 1 年 9 月 2 日 (水)  
午前 1 0 時から (2 時間程度)
- 2 開催場所  
熊本市水前寺公園 2 8 番 5 1 号 熊本テルサ 3 階「たい樹」
- 3 会議内容  
(1) 熊本県次世代育成支援行動計画 (くまもと子育て・子育て応援大作戦) の平成 2 0 年度の実施状況について  
(2) 後期計画の策定について
- 4 傍聴者の定員  
1 0 人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、氏名、住所を記入し、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
くまもと子育て・子育て応援大作戦推進協議会事務局 (熊本県健康福祉部少子化対策課次世代育成支援班)  
(電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 2 5)

**熊本県選挙管理委員会告示第 5 8 号**

公職選挙法 (昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号) 第 1 6 1 条第 3 項の規定に基づき、次の施設を指定した旨の報告があった。  
平成 2 1 年 8 月 2 8 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

市町村名	施 設 の 名 称	所 在 地
菊陽町	菊陽町図書館 (図書館ホール)	菊陽町大字原水 1 4 3 8 番地 1